

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	46

時期	令和5年2月24日 報告																																		
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																																		
担当課	都市安全部 総合防災課																																		
項目	宝塚市備蓄計画について																																		
監査結果 (意見等) の内容	<p>本市では、宝塚市地域防災計画に規定する大規模災害の被害想定に基づき、食糧、飲料水及び生活必需品等を計画的に備蓄し、災害時の初動体制の充実を図っています。</p> <p>宝塚市備蓄計画（以下「備蓄計画」という。）は、限られた財源の中で効果的、計画的な備蓄体制を確立し、避難所の開設・運営や被災した市民の救援・救護対策など、大規模災害にも対応できる体制を構築することを目的として、令和4年3月に策定しています。</p> <p>人口構成比率や食物アレルギー、宗教上の理由に配慮した上で定めている食糧の備蓄目標数量及び備蓄数量は、次表のとおりです。</p> <p>宝塚市備蓄計画食糧品目一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>目標数</th> <th>現在数(R5.1月時点)</th> <th>現在数小計</th> <th>充足率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ化米（食）</td> <td rowspan="3">51,826</td> <td>45,500</td> <td rowspan="3">67,520</td> <td rowspan="3">130.3%</td> </tr> <tr> <td>レトルト食品（食）</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>パン類（食）</td> <td>12,020</td> </tr> <tr> <td>粥（食）</td> <td>6,218</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> <td>38.6%</td> </tr> <tr> <td>液体ミルク（本）</td> <td rowspan="2">（食数に換算） 1,960</td> <td>192</td> <td rowspan="2">1,632</td> <td rowspan="2">83.3%</td> </tr> <tr> <td>粉ミルク（食）※1</td> <td>※2 1,440</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>60,004</td> <td>71,552</td> <td>71,552</td> <td>119.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 粉ミルクは、子ども未来部で管理している。 ※2 令和4年4月1日時点</p> <p>食糧全体では目標数を上回っていますが、個別で見ると粥は3,818食、液体ミルク、粉ミルクは328食の不足が生じています。</p> <p>不足している食糧への対策について所管課に確認したところ、「従来、災害時の避難者想定人数等から必要となる食糧の備蓄目標数量を定めていたが、備蓄計画では幼児や高齢者向けの食糧として粥を選定し、人口構成比率から備蓄目標数量を設定した。現時点において備蓄数量は不足しているが、備蓄計画に基づいた備蓄目標数量の確保に向け取り組んでいるところであり、令和7年度に計画目標数量に達する予定である。また、液体ミルク、粉ミルクについては、子ども未来部で日常的に使用している粉ミルクの備蓄数量を定期的に確認し、不足分を総合防災課で備蓄することとしている。」旨の説明を受けました。備蓄計画は策定から間がなく、すぐに全ての物資を充足させるのが難しいことは一定理解できますが、充足率が100%を超えている食糧の購入数を減らし、不足している食糧の購入数を増やすなど、まずは備蓄計画上の基準を充足させる必要があるのではないかと考えます。</p> <p>令和7年度に計画目標数量に達する予定であるとのことですが、その間も災害が起こる可能性があることから、特に、災害弱者といわれる高齢者や乳幼児に対応</p>				品名	目標数	現在数(R5.1月時点)	現在数小計	充足率	アルファ化米（食）	51,826	45,500	67,520	130.3%	レトルト食品（食）	10,000	パン類（食）	12,020	粥（食）	6,218	2,400	2,400	38.6%	液体ミルク（本）	（食数に換算） 1,960	192	1,632	83.3%	粉ミルク（食）※1	※2 1,440	合計	60,004	71,552	71,552	119.2%
	品名	目標数	現在数(R5.1月時点)	現在数小計	充足率																														
	アルファ化米（食）	51,826	45,500	67,520	130.3%																														
	レトルト食品（食）		10,000																																
	パン類（食）		12,020																																
	粥（食）	6,218	2,400	2,400	38.6%																														
	液体ミルク（本）	（食数に換算） 1,960	192	1,632	83.3%																														
	粉ミルク（食）※1		※2 1,440																																
	合計	60,004	71,552	71,552	119.2%																														

	<p>する粥や液体ミルク・粉ミルクなどについては、早急に充足させておく必要があると考えます。</p> <p>いつ災害が発生しても対応できるよう、備蓄計画の備蓄目標数量の充足を図り、適正な備蓄管理に努めてください。</p>
--	--

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和5年5月18日 措置通知</p> <p>引き続き実施計画での要求などを含め、高齢者や乳幼児に対応する粥や液体・粉ミルクなどの優先順位にも配慮しながら、備蓄物資の必要数の確保に努めます。</p>
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	47

時期	令和5年2月24日 報告
種類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	都市安全部 総合防災課
項目	防災情報システム管理事業について
監査結果 (意見等) の内容	<p>本市では、令和元年度に実施した総合防災訓練（図上訓練）の際には、刻々と変化する被害想定について、紙の地図やホワイトボードに状況を書き込むという従来のアナログな方法で実施していました。しかし、南海トラフ地震や武庫川の氾濫などの大規模災害が発生した場合、避難所や関係部局との情報共有や避難情報の発令等の災害対応に遅れが生じるおそれがあること、また、他の自治体で大規模災害が発生した際に、被災自治体での家屋被害認定調査や罹災証明書の発行、各種被災者支援において対応が遅れるなどの問題が生じたことなどを踏まえ、1人でも多くの市民の命を守り、生活再建を早期に実現するため、令和2年度に災害情報システム及び被災者支援システムを導入しています。</p> <p>災害情報システムの活用実績について所管課に確認したところ、「災害情報システムの導入により、気象警報発表時に職員参集メールを自動配信し、職員の迅速な参集につなげることができた。また、避難者数のリアルタイムでの把握や、AIによる情報収集機能の活用をすることで住民の声の確認が可能となった。」旨の説明を受けました。一方で、職員の参集率については、「災害の程度により参集が必要な職員は異なり、参集した際に職員が災害情報システムを利用して通知することとなっているが、参集状況については各部局からの連絡を受けることとしているため、災害情報システムを活用した職員の参集率の集計は行っていない。」旨の説明を受けました。災害情報システムの現在の運用として、職員の参集については参集の情報発信だけにとどまり、参集結果の集計、分析が行われていません。実際に災害が発生した場合には、職員の参集状況について速やかに把握することが必要となることから、災害情報システムの活用が必要ではないかと考えます。</p> <p>また、令和4年3月11日実施の訓練において、9時15分に1,976人の職員に参集メールを配信し、11時の集計時点で513人から回答がありましたが、回答率は26%という非常に低い結果でした。回答率が低かった理由について所管課に確認したところ、「当該時間においては、窓口業務等で回答ができなかった職員もいたのではないかと考えている。」旨の説明を受けました。しかしながら、訓練は実際の災害発生時を想定して行うものであり、緊急的に職員参集が必要となるのは勤務時間外であることを考えると、早朝や深夜などの勤務時間外に参集メールを配信すべきであったと考えます。実際に災害が発生した際に迅速に対応できるよう、本番を想定した訓練を実施するよう努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p><u>令和5年5月18日 措置通知</u></p> <p>システムに搭載するユーザー情報（職員名簿情報）を加工し、令和5年度の災害発生時には、システムによる職員の参集結果の集計及び分析を行います。</p> <p>本番を想定した訓練の実施につきましては、令和5年度に勤務時間外での訓練実施を検討することとします。</p>
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	48

時期	令和5年2月24日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	都市安全部 防犯交通安全課
項目	第11次宝塚市交通安全計画について
監査結果 （意見等） の内容	<p>本市では、近年、交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、高齢化や交通用具の多様化などによって交通安全に影響を及ぼす新たな要因も発生していることから、交通事故のない安全・安心な社会の実現に向けて引き続き取り組むことを目的として、第11次宝塚市交通安全計画（以下「交通安全計画」という。）を策定しています。</p> <p>交通安全計画では、具体的な取組の成果を示すため、新たに本市独自の目標として「ゾーン30設置数」「ヘルメット着用率」を設定しています。</p> <p>「ゾーン30」は歩行者の安全確保の取組として、生活道路を走行する自動車の速度を時速30km以下に抑制することにより、衝突被害の軽減を図ることを目的としています。取組内容について所管課に確認したところ、「設置に当たっては、取組の対象である設置するゾーン内にある自治会や市民の意向によって進められていく部分が大きいため、具体的な取組は行っていない。」旨の説明を受けました。</p> <p>「ゾーン30」の設置は、市民の意向が反映されることは理解しますが、市が具体的な取組を行えない内容であれば、目標に設定すること自体に疑問が残ります。目標とした以上は、設置が必要と思われる区域の検討や自治会、市民への働き掛けなど、市が主体的に取り組むべきであると考えます。</p> <p>また、改正道路交通法の施行により、令和5年4月から自転車ヘルメット着用が努力義務化されますが、本市では全国に先駆けて、平成30年10月に自転車ヘルメット着用の努力義務化を規定する旨の一部条例改正を行い、自転車利用者の安全確保の強化を図るとともに、交通安全計画においても、新たに本市独自の目標として「ヘルメット着用率」を設定しています。一方で、自転車ヘルメット着用調査では、令和元年度の12.4%から年々減少しており、令和4年度は5.4%となっています。その理由について所管課に確認したところ、「市民の意向調査は行っているが、回答数が少ないこともあり、具体的な理由は把握できていない。対策としては、引き続き啓発活動を行っていく。」旨の説明を受けました。従来からの対策が成果として表れていない中、理由を把握せず、同じ対策を継続することには疑問を感じます。現在、従来からの啓発活動に加え、市内高校生が作成したデザインが描かれた啓発ステッカーを掲示したキャラバンカーで啓発を行うなど、新たな取組も進められています。これらの取組が意味のあるものとなるよう、まずは理由の分析・把握をした上で、対策を検討することが必要ではないかと考えます。</p> <p>さらに、交通安全計画では、「第10次計画までは、第5次総合計画の目標に準じて目標数値を設定していたが、第6次総合計画では目標数値を示していないことから、本計画においても目標数値を設けず、計画の目指す方向性を示す目標とした。」としていますが、最上位計画である第6次宝塚市総合計画（以下「総合計画」という。）と分野別計画である交通安全計画では進捗管理の方法は異なり、総合計画が数値目標を設定しなくなったのであれば、なおさら交通安全計画では数値目標の設定の必要性は高まったのではないかと考えます。数値目標を設定せずに行う進捗管理の方法について所管課に確認したところ、「啓発実施回数や参加人数などの活動指標は数値目標の設定を行うことが可能だが、成果指標を数値で測定することは困難である。目標の実績値は毎年度集計管理しており、具体的な数値目標がない場合でも数値の増加、減少の結果は確認できるため、検証・評価は可能であると考えている。」旨の説明を受けました。設定している目標の数値は当然、増加、減少する方が良いものですが、果たして、それらの数値が増加、減少したかどうか</p>

	<p>だけで成果の検証・評価が可能であるのか疑問が残ります。なお、近隣他市では数値目標を設定しています。</p> <p>交通安全計画は、啓発実施回数や参加人数の増加を目指すものではなく、あくまで交通事故件数の減少など、交通事故のない安全・安心な社会の実現に向けて策定されたものです。そのためには、交通安全計画に示された目標や対策について、進捗状況の管理、成果の検証、課題の分析、課題に対する対策の検討が必要ではないかと考えます。交通安全計画を策定しただけのものとするのではなく、実効性のあるものとするよう取り組んでください。</p>
--	--

<p>措置結果又は方針の内容（時期・内容等）</p>	<p><u>令和5年5月18日 措置通知</u></p> <p>本計画では、市独自の取組目標として「ゾーン30の増設」「自転車ヘルメット着用率の向上」を新たに設けましたが、ゾーン30については、現在、市内に10箇所設置されており、生活道路における走行車両の速度抑制により、交通事故の防止を図っています。</p> <p>ゾーン30の指定については、警察が所管していますが、道路上の工作物設置や地域への説明等、市が関与する部分が多いことから、今後、警察と連携を図りながら、通学路合同点検や交通安全対策要望の場を利用し制度の周知を行うなど、市内のゾーン30の普及に努めていきたいと考えています。</p> <p>次に、自転車ヘルメットの着用率について、過去3年間で10月に実施したヘルメット着用状況に関する定点調査では、着用率が平成30年度で10.7%、令和元年度で12.4%、令和2年度で7%、令和3年度で6.7%、令和4年度で5.4%と、調査規模が小さいため結果にバラつきがあるもののいずれも低く、市民のヘルメット着用意識が低い状況となっています。</p> <p>また、令和4年7月1日から8月31日までの2か月間、市民に向けヘルメット着用アンケート調査を行い、50件の回答を受付ましたが、一般成人におけるヘルメットの着用状況では、「着用していない」「着用していないことが多い」という非着用の合計率が54%と半数以上あり、おもな理由として、「着用が面倒」「必要と思わない」などがあり、頭部を保護するためのヘルメット着用の必要性が十分理解されていないことが伺えます。</p> <p>そして、非着用者のうち、78%の方が「今後も着用しない」と回答しており、着用の必要性を理解いただける対策が必要であると考えています。</p> <p>取組対策として、継続的な啓発が重要であるため、今後も広報たからづかや市ホームページの活用をはじめ、駐輪場へのチラシの設置や街頭啓発などにより、周知を図りたいと考えています。</p> <p>その他の目標として、「自転車事故件数を減少させる」がありますが、本市の自転車事故件数については、令和2年の106件から、令和3年には142件と一旦増加するものの、令和4年には113件と減少しており、近隣市では、これまで比較的自転車利用の多かった尼崎市や伊丹市を除く芦屋市や川西市などが本市と同様の傾向となっており、通勤や通学の新たな手段として自転車を利用するようになったのではないかと考えています。</p> <p>国や自治体の統計によれば、新型コロナウイルス感染が発生した令和2年以降、電車やバスなどの公共交通機関乗客数が減少する一方で、電動アシストサイクル自転車の生産台数が増加しており、これらの状況から、令和3年に自転車事故が増加した一因として、コロナ禍の影響により公共交通機関を避け、これまで自転車を利用していなかった方が利用しはじめたためではないかと考えています。</p> <p>警察庁の統計によると、自転車関係事故の全交通事故に占める割合が年々増加しており、これは、交通事故が減少傾向にある中で、自転車事故は横ばい状態で</p>
----------------------------	---

あることを示しています。

県においても、交通事故件数は年々減少しているものの、自転車関係事故割合は各年とも人身事故全体の25%前後で推移しています。令和4年中の自転車関係事故4,162件のうち、対車両の交通事故が3,755件(90.2%)と最も多く、事故の状況としては、交差点での出会いによるものが58.3%を占め、安全確認の励行が最も重要であることから、自転車教室の開催による自転車安全利用教育、その他の啓発活動の中で、事故防止につながる情報発信や知識の周知を行っていきます。

特に、年代別では、高校生の自転車事故が多いことから、これらの年代に対する啓発についても取り組んでいきたいと考えています。

今後も、本計画の内容に沿って、本市の現状や交通安全対策にかかる課題の把握に努めながら、交通事故の減少につながる取組みを進めていきたいと考えています。

また、ご指摘をいただいている数値目標の設定については、現在のところ施策評価や事務事業評価において事故件数等の数値を設定のうえで進捗管理を行っていますが、今後、近隣市の状況も参考としながら、次期計画に向けた設定の有無について検討していきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	49

時期	令和5年2月24日 報告																				
種類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他																				
担当課	都市安全部 公園河川課 道路管理課																				
項目	街路樹の維持管理について																				
監査結果（意見等）の内容	<p>街路樹は、まちの景観向上や環境保全等に寄与するものですが、本市では植栽されてから40年以上経過する街路樹が増加しており、大木化、老木化の進行により維持管理費は増加傾向にあります。</p> <p>令和元年度から令和3年度までの維持管理費の推移は、次表のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持補修工事</td> <td>10,239</td> <td>21,563</td> <td>16,166</td> </tr> <tr> <td>樹木伐採剪定等委託</td> <td>3,542</td> <td>0</td> <td>1,414</td> </tr> <tr> <td>街路樹剪定等業務委託</td> <td>152,933</td> <td>154,359</td> <td>155,573</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>166,714</td> <td>175,922</td> <td>173,153</td> </tr> </tbody> </table> <p>維持管理費の現状及び今後の見込みについて所管課に確認したところ、「毎年剪定していた路線を2年に1回の剪定に見直したことなどにより、維持管理費の予算内に収まるようにしており、おおむね横ばいとなっている。一方で、多くの街路樹が経年により大木化し、剪定前の段階で、枝葉の民地への越境や信号機などの視野障害、通行支障等に伴う緊急対応が増加しており、今後、維持管理費は増加していくものと予想している。」旨の説明を受けました。また、適正な維持管理に係る今後の方向性について、「令和5年度から3か年かけて策定予定である『街路樹管理計画』において、大木化、老木化した街路樹の計画的な撤去・更新や、道路空間、周辺環境に応じた街路樹の適正化や適正な管理などを行うこととしており、維持管理費の縮減を図っていく。」旨の説明を受けました。</p> <p>今後策定する計画の中で街路樹の適正化を図るとのことですが、計画を策定し、それが維持管理費の縮減につながるまでには相当の年数が必要であると考えます。その間も緊急対応が必要な場面が増加することが想定されますが、街路樹に起因する事故が発生した場合、市民等の生命及び財産に重大な影響を及ぼす可能性があることから、安全面に十分配慮した維持管理に努めてください。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、維持管理費の縮減のみならず、街路樹が有する様々な機能や市民等の街路樹に対する愛着への配慮等も反映させ、市域全体として調和の取れた質の高い維持管理となるよう取り組んでください。</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	道路維持補修工事	10,239	21,563	16,166	樹木伐採剪定等委託	3,542	0	1,414	街路樹剪定等業務委託	152,933	154,359	155,573	合計	166,714	175,922	173,153
		令和元年度	令和2年度	令和3年度																	
	道路維持補修工事	10,239	21,563	16,166																	
	樹木伐採剪定等委託	3,542	0	1,414																	
	街路樹剪定等業務委託	152,933	154,359	155,573																	
	合計	166,714	175,922	173,153																	

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和5年5月18日 措置通知 (公園河川課)</p> <p>今後、街路樹管理計画を策定し、適正な維持管理を行う予定ですが、計画策定後も引き続き通行に支障となる枝葉の剪定や枯れ枝の剪定等の緊急的な対応などを実施し、安全に十分配慮した維持管理に努めます。また、計画策定にあたり、市域全体として調和の取れた質の高い維持管理計画となるよう取り組みます。</p> <p>(道路管理課)</p> <p>『街路樹管理計画』が策定されるまでの間については、従前のとおり、職員によるパトロールや市民からの通報により危険な状態を確認した場合は、工事及び委託において適切な維持管理に努めます。</p>
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	50

時期	令和5年2月24日 報告																																																										
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																																																										
担当課	都市安全部 道路政策課																																																										
項目	バス路線運行補助金（山手地域内バス路線補助事業）について																																																										
監査結果（意見等）の内容	<p>本市では、仁川・売布山手住宅地域と最寄りの鉄道駅を結ぶ路線バスを導入することにより、公共交通空白地域の解消と高齢者等地域住民の外出手段の確保を図ることを目的として、バス路線運行補助金（山手地域内バス路線補助事業）を交付しています。</p> <p>補助金の額は、原則として補助対象期間の補助対象経常費用から経常収益を控除した額（経常損失額）、いわゆる運行欠損額の全額を交付しています。平成30年度以降の利用者数及び補助金交付額の状況は、次表のとおりです。</p> <p>利用者数の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th colspan="4">利用者数（人）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">仁川山手住宅地域</th> <th colspan="2">売布山手住宅地域</th> </tr> <tr> <th>仁川台系統</th> <th>高丸系統</th> <th>泉ガ丘系統</th> <th>売布きよしガ丘系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>30,779</td> <td>108,086</td> <td>24,594</td> <td>44,580</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>29,047</td> <td>107,266</td> <td>24,646</td> <td>45,298</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>24,533</td> <td>85,037</td> <td>20,872</td> <td>37,698</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>22,611</td> <td>76,490</td> <td>19,726</td> <td>38,620</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>23,366</td> <td>86,511</td> <td>11,553</td> <td>21,138</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">※25,538</td> </tr> <tr> <td>平成30年度に対する令和4年度の増減率</td> <td>△24.1%</td> <td>△20.0%</td> <td colspan="2">△15.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の期間は、前年10月1日～当年9月30日 ※令和4年4月30日から路線改編により、泉ガ丘系統及び売布きよしガ丘系統が統合された</p> <p>補助金交付額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>仁川・売布山手住宅地域 補助金交付額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>7,411</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9,444</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>28,361</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>38,768</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年度から補助金交付額が急激に増加していることから、その理由について所管課に確認したところ、「コロナ禍による利用者数の減少に伴い、運行収入が減少したことが大きな要因である。また、令和元年度までは経常費用の人件費のうち2分の1のみ算定していたが、従前より事業者からの強い要望を受け、令和2年度から人件費の全額を算定するよう算定方法を変更したため経常費用が増加した。」旨の説明を受けました。收支改善に向けた取組として、事業者は売布山手住宅地域において、令和4年4月30日から泉ガ丘系統及び売布きよしガ丘系統の統合、市立病院までの路線延伸、土曜日ダイヤの見直しにより、効率的かつ効果的な運行を実施していることは一定評価しますが、ここ数年の市補助金交付額は急激に増加しており、このままの状況が続けば、今後ますます市の負担が増加することが懸念されます。</p> <p>現在の補助制度上、原則として運行欠損額の全額を市が補填することになっていますが、主な利用者である地域住民は地域の足である山手地域内バス路線の維持を自らの課題と捉え、利用促進に向けた意識や行動が求められるとともに、更にはバス事業者の経費削減の努力による連携関係があつてこそ、公共交通手段である山手地域内バス路線の維持が図られると考えます。今後、市が漫然と運行欠損額の全額を補助し続けるだけで</p>	年度	利用者数（人）				仁川山手住宅地域		売布山手住宅地域		仁川台系統	高丸系統	泉ガ丘系統	売布きよしガ丘系統	平成30年度	30,779	108,086	24,594	44,580	令和元年度	29,047	107,266	24,646	45,298	令和2年度	24,533	85,037	20,872	37,698	令和3年度	22,611	76,490	19,726	38,620	令和4年度	23,366	86,511	11,553	21,138				※25,538		平成30年度に対する令和4年度の増減率	△24.1%	△20.0%	△15.8%		年度	仁川・売布山手住宅地域 補助金交付額（千円）	平成30年度	7,411	令和元年度	9,444	令和2年度	28,361	令和3年度	38,768
	年度		利用者数（人）																																																								
			仁川山手住宅地域		売布山手住宅地域																																																						
		仁川台系統	高丸系統	泉ガ丘系統	売布きよしガ丘系統																																																						
	平成30年度	30,779	108,086	24,594	44,580																																																						
	令和元年度	29,047	107,266	24,646	45,298																																																						
	令和2年度	24,533	85,037	20,872	37,698																																																						
	令和3年度	22,611	76,490	19,726	38,620																																																						
	令和4年度	23,366	86,511	11,553	21,138																																																						
				※25,538																																																							
平成30年度に対する令和4年度の増減率	△24.1%	△20.0%	△15.8%																																																								
年度	仁川・売布山手住宅地域 補助金交付額（千円）																																																										
平成30年度	7,411																																																										
令和元年度	9,444																																																										
令和2年度	28,361																																																										
令和3年度	38,768																																																										

	なく、利用者、事業者、行政それぞれの役割を再認識し、連携していくことで、利用促進ひいては運行費収支の改善につながるよう努めてください。
--	---

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和5年5月18日 措置通知</p> <p>売布山手住宅地域では、令和4年12月に地域住民を中心に組織された売布地区公共交通対策会議が発足し、地域住民や交通事業者と路線バスの利用促進や確保維持、利便性の向上について協議をしています。今後も引き続き、三者一体となり、売布山手住宅地域の路線の維持に向け継続して協議をしていきます。</p> <p>令和5年度は仁川山手住宅地域についても地域住民との協議の場を設ける方針です。両地域ともに三者で課題を共有し、路線バス以外の交通モードの検討や利用促進活動により公共交通の維持確保を目指します。</p>
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	51

時期	令和5年2月24日 報告
種類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	都市安全部 道路政策課
項目	宝塚市交通バリアフリー重点整備地区基本構想について
監査結果 （意見等） の内容	<p>本市では、交通バリアフリー法の基本方針に基づき、本市の地域・地形的特性と動向を踏まえ、優先的に取り組むべき重点整備地区において、高齢者・身体障碍(がい)者等の移動円滑化に資する必要な施策を講じることを目的として、平成14年5月に宝塚市交通バリアフリー重点整備地区基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しています。</p> <p>基本構想では、宝塚駅周辺及び逆瀬川駅周辺の2箇所を重点整備地区とし、各地区において、特定旅客施設、道路等の一般交通用施設、その他の施設の区分ごとに課題を抽出し個別目標を設定するとともに主な整備内容を示していますが、整備目標年次を「概ね平成22年（2010年）」としているにもかかわらず、その後10年以上経過した現時点においても、策定時の内容のまま市ホームページに掲載しており、市がこれまで何を実施したのか、これから何を実施しようとするのか、市民が見た場合に何も分からない状況となっています。主な整備内容の実施状況については、対応可能な範囲はおおむね完了しているとのことですが、これまでに基本構想の総括、検証が全くできていないと言わざるを得ません。</p> <p>また、整備目標年次を「概ね平成22年（2010年）」としたまま改定がされていないことに対する所管課の見解について確認したところ、「整備内容の完了、未完了について別途一覧化して示すなど整理することを検討する。」旨の説明を受けました。</p> <p>しかしながら、単に整理するだけでなく、これまで市が実施したことを総括、検証した上で、整備の効果がどれだけあったのか、未完了のものうち今後何をいつまでに実施するのか等を明らかにして、公表する必要があると考えます。前述のとおり、すでに相当の年数が経過していますので、早急に総括、検証に取り組んでください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和5年5月18日 措置通知</p> <p>宝塚駅及び逆瀬川駅重点整備地区内における主な整備内容の実施状況について、公表に向けて現地調査・整理および関係機関との協議を行います。</p>
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	52

時期	令和5年2月24日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	都市安全部 道路管理課
項目	道路バリアフリー化事業（線的整備）計画について
監査結果 （意見等） の内容	<p>道路バリアフリー化事業（線的整備）計画（以下「バリアフリー化計画」という。）は、歩道の端部及び横断歩道部の段差をなくすなどの「点的な整備」ではなく、歩道全体を捉えて、舗装の劣化や老朽化、街路樹の根の隆起などによる路面の凹凸が原因で、歩行に著しい支障を来している区間（対象路線30路線、20,000m）の「線的な整備」を進めるための計画です。</p> <p>バリアフリー化計画は平成21年度から平成30年度までを計画期間としており、令和元年度に整備優先順位や対象路線の拡充等の見直しが行われる予定でしたが、結果的に内容は見直しされることなく、計画期間を令和8年度まで延長しただけのものとなっています。整備の進捗状況としては、平成25年度以降は累計の目標値を達成できない状態が続き、平成30年度末の累計目標整備率48%に対し、累計実績整備率は22%となっています。目標値と実績値が大きく乖離していることから、バリアフリー化計画の見直しが行われた令和元年度以降は、目標値を平成30年度の数値で固定している状況です。また、令和元年度から令和3年度における事業費は約8,351万円ですが、整備できたのは約190mであり、整備率の進捗は0.95%にとどまっています。</p> <p>バリアフリー化計画の進捗が遅れている理由について所管課に確認したところ、「現計画は通常の維持補修に含まれる舗装の修繕や樹木の根上がりへの対応を含む計画となっており、バリアフリー化計画の趣旨に沿った歩道改良のみを対象とした計画となっていない。また、歩道改良工事には多額の予算が必要となることも要因と考えている。」旨の説明を受けました。また、今後のバリアフリー化計画の在り方については、「バリアフリー化計画の考え方を整理した上で、優先路線の抽出をする等、抜本的な見直しを委託により行いたいと考えており、令和元年度から予算要求を行っているが、現在まで予算化されていない状況にある。」旨の説明を受けました。しかしながら、バリアフリー化計画策定時は委託をしていないこと、市の道路状態を最も把握しているのは市職員であることから、委託することなく、バリアフリー化計画の見直しを行うことは可能ではないかと考えます。</p> <p>できる限り速やかに次期計画の策定に向けて、整備の進捗状況を市民に公表するとともに、現計画の課題について検証し、実態に沿った実効性のある計画となるよう取り組んでください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年5月18日 措置通知
	<p>現計画での舗装の劣化・老朽化や街路樹の隆起などによる路面の凹凸に対する修繕は、道路管理者の道路の維持・修繕義務の範疇であることから、次期計画では、歩道構造形式の改良が必要な路線を現計画から抽出するとともに、過年度に実施した通学路合同点検の結果等から新規路線を加え、これまでの整備に要した費用等も勘案のうえ、実効性のある計画に改訂できるよう取り組みます。</p>

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	53

時期	令和5年2月24日 報告
種類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	都市安全部 北部整備課
項目	合併処理浄化槽整備事業について
監査結果 （意見等） の内容	<p>本市では、国の浄化槽設置整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）を基に、宝塚市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定め、合併処理浄化槽の設置事業に対して補助金を交付しており、過去3年間の申請件数は、令和2年度1件、令和3年度1件、令和4年度（12月時点）2件となっています。</p> <p>補助金の今後の見込みについて所管課に確認したところ、「既に北部地域のほぼ全戸に合併処理浄化槽の普及が進んでいることから、年1件から2件程度の申請を見込んでいる。地元住民からは改築・修繕に対する補助の要望があるが、実施要綱では改築事業に対する補助の条件として浄化槽長寿命化計画の策定が必要とされている。計画策定の検討については複数の部局にまたがる業務であることから進んでいない。」旨の説明を受けました。設置事業のみを対象とした現制度の申請件数が少ないこと、改築に対する補助の要望があることから、まずは縦割行政の弊害を排除し、計画を策定するに当たっての課題整理を、関係する部局間で行うよう努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容 （時期・内容等）	<p>令和5年5月18日 措置通知</p> <p>南部市街地の公共下水道区域内を除く、北部地域については、合併処理浄化槽により汚水処理を行っています。新規設置の支援として、平成4年度より合併処理浄化槽設置を行う住民等に対し補助金を交付し、また環境部環境政策課においては、一戸当たり13,000円の年間維持管理費の助成を行っておりますが、初期に設置した施設は、30年を迎えており、今後、施設の老朽化の進行により、改築修繕費用の増加が懸念されます。</p> <p>今後、これらのことに対し、国庫補助金等を活用した支援策について関係部局との共有や課題整理に向けた調整など引き続き、取り組んでいきます。</p>

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	54

時期	令和5年2月24日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	子ども未来部 保育事業課
項目	私立保育所運営費助成金（新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金を含む）に係る実績報告書の確認について
監査結果 （意見等） の内容	<p>本市では、公私立保育所間の格差の是正並びに延長保育等の特別保育事業に要する経費を助成することにより、入所児童の健全な育成及び私立保育所の円滑な運営に資することを目的として、社会福祉法人が運営する児童福祉法上の認可保育所に対し、私立保育所運営費助成金を交付しています。</p> <p>当該助成金に係る令和3年度実績報告書の内容を確認したところ、複数の保育所で記載誤りやあいまいな運用となっている箇所等が散見されました。主な事例は次のとおりです。</p> <p>(1) 職員基準配置事業 より充実した保育を行うため、国が定めた職員配置基準と市が定めた職員配置基準との差分について助成しています。担任保育士の場合、各年齢区分ごとの児童数に対して必要職員数を算出しますが、児童数の変動により国基準配置に係る必要職員数が1人分増加した月において市の助成金の支給対象職員数を1人分減少させず、結果的に職員1人分の助成金を多く支給していました。</p> <p>(2) 保育士宿舍借上げ支援事業 保育士の人材確保、就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育所運営法人が保育士住居用として借上げを行った賃貸物件の毎月の賃借料等にあわせ、礼金についても契約月数で割った金額を毎月の補助対象経費として助成しています。しかし、契約期間を経過し、契約更新がされた後も礼金を補助対象経費として助成していました。また、本市保育所勤務前に保育士が個人で契約した賃貸物件の礼金を補助対象経費に算入して助成していました。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を実施するため、各種事業等を実施する事業者等に感染拡大防止対策に係る費用を補助し、継続的に事業等を実施できる環境整備を図ることを目的として補助金を交付しています。同補助金交付要綱で明記されていないものの、別途補助対象としている勤務時間内（基本給（時間給）による従事）の消毒等作業を対象経費としており、適正ではないと考えられる事例がありました。</p> <p>(4) 保育所地域活動事業 地域住民のために保育所が有する専門的機能を活用することによって、地域福祉の向上に資することを目的として実施する事業に対して助成金を支出しています。</p> <p>保育所地域活動事業として、プロスポーツチームと令和3年9月1日から令和4年8月31日までの2か年度にわたるオフィシャルパートナー契約（以下「パートナー契約」という。）を締結し、パートナー契約に係る協賛金約69万円を令和3年度の助成対象としている事例がありました。パートナー契約に基づき、地域住民の参加も可能なスポーツ教室（選手と事務員各1人が来所）が1回開催されています。</p> <p>パートナー契約における運営法人の権益を確認したところ、選手による訪問活動の他に、オフィシャルパートナーであると広報する権利、当該チームの</p>

	<p>ホームページで法人名を掲載する権利、試合チケットを受領する権利等、保育所地域活動事業の目的に沿わない、広告宣伝に関係すると思われる権益が多く含まれています。またパートナー契約における支出について、運営法人の広告費として処理されていました。</p> <p>保育所地域活動事業の本来の目的に沿ったスポーツ教室の開催は1回のみで支出に見合う効果が得られていないこと、運営法人が受ける権益は広告宣伝の色合いが強いことから、本協賛金を保育所地域活動事業の助成対象とすることに疑問が残ります。</p> <p>いずれの事例も、各保育所から提出された実績報告書の内容確認が不十分であったため発生したものと考えます。所管課においては、今回判明した事例について適正な執行となるよう確認、修正等を適宜行うとともに、事務上の確認方法を整理した上で各保育所に事例の周知をするなど、再発防止に努めてください。なお、過剰に助成した分については、速やかに返還を求める手続を行ってください。</p>
--	---

<p>措置結果又は方針の内容（時期・内容等）</p>	<p><u>令和5年5月18日 措置通知</u></p> <p>(1) から (4) のいずれについても、マニュアルへの追記や報告様式に注釈を加える等したうえで、私立保育園長会で各事案を周知し、注意喚起をしました。今後とも、適正な執行となるよう、確認、修正等を適宜行い、再発防止に努めます。</p> <p>また、全ての事案において、過剰に助成した分については返還を受けました。なお、(4) については、支出額 693,000 円のうち、当該チームの運営会社が定める選手・コーチの派遣料金表を用いて算出した 110,000 円を実際に実施したスポーツ交流にかかる費用相当額として認め、再算定した実績総額を元に返還を受けました。</p>
----------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	55

時期	令和5年2月24日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	子ども未来部 保育事業課
項目	宝塚市保育補助者雇上強化事業及び宝塚市保育体制強化事業について
監査結果 （意見等） の内容	<p>宝塚市保育補助者雇上強化事業（以下「補助者雇上強化事業」という。）は、短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的としています。また、宝塚市保育体制強化事業（以下「体制強化事業」という。）は、保育の体制を強化し、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の就業継続及び離職防止を目的としており、補助者雇上強化事業及び体制強化事業（以下「両事業」という。）ともに、本市においては令和3年度から実施しています。</p> <p>両事業に係る費用は、宝塚市私立保育所運営費助成金交付要綱第2条第1号に規定する保育運営事業の費用として支出することとなっていますが、この理由について所管課に確認したところ、「これまで市単独予算で実施していた保育運営事業について、両事業に係る費用を対象とすることで、国庫補助金等を活用し、一般財源の縮減を図ることを目的に追加した。」旨の説明を受けました。</p> <p>保育運営事業は児童1人当たり月額5,000円を助成する事業ですが、いわゆる上乗せ事業としてこれまで市単独予算で実施してきたことから、一般財源の縮減を図るために両事業を令和3年度から実施したことは一定評価できます。しかしながら、両事業に係る国庫補助金等の制度は以前から存在しており、一般財源の縮減を図ることのみが目的であれば、従前から国庫補助金等の活用が可能であったと考えます。常日頃から国等の制度改正等の情報収集に努めてください。</p> <p>また、一般的に保育運営事業は実支出額が助成基準額を上回ることが多いため、各保育所にとっては両事業を保育運営事業の費用としてあえて計上するメリットが乏しく、現に補助申請をした保育所は補助者雇上強化事業が6施設、体制強化事業が7施設にとどまっています。一般財源の縮減を今後とも確実に継続していくためには、保育所に対しても何らかの形でインセンティブが働くような制度であることが望ましいのではないかと考えますので、両事業の在り方について再度整理するよう努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和5年5月18日 措置通知</p> <p>国等の制度改正等の情報収集に引き続き努めます。</p> <p>未申請の保育施設に理由を確認したところ、一部の園において、事務の手間を考慮した消極的な姿勢も見られましたが、根本的に条件を満たさないため申請できないという場合が多く、特に、他の助成金や給付金との併給を認めていないことから、既に当該事業の要件に合致する職員を必要数配置していても、国が定める施設型給付費の積算に当該職員を充てているため、両事業の対象として計上できない場合もありました。</p> <p>両事業の申請を促す方法については、今後も検討していきます。</p>
---------------------	--